

レファレンス

582

アフリカにおける地域協力

大正期における日本の国家間賠償（一）

スイス連邦1998年農業直接所得補償令（資料）

7

1999

国立国会図書館
調査立法考査局

大正期における日本の国家間賠償 (一)

伊 藤 信 哉

目 次

序 本稿の目的と構成

第一章 具体的賠償事例

- 一 辛亥革命に伴う被害
- 二 蒙古銃器密輸事件
- 三 南京事件
- 四 昌黎事件
- 五 第一次世界大戦
- 六 昌凶事件
- 七 中国における日貨排斥 (一九一五年)
- 八 三江口事件
- 九 牛心台事件
- 一〇 鄭家屯事件

① 本稿は、筆者が昨年本誌に発表した「明治後期における日本の国家間賠償」の続編にあたる。その目的は、大正期の日本が経験した国家間賠償の諸事例を概観し、その特徴を分析することである。

② 当時の日本が関係した国家間賠償の問題として、まず最初に想起されるのは、第一次世界大戦のあとに締結されたヴェルサイユ条約に基づくドイツのそれである。しかし、この時期の外交文書を詳しく検討すると、大正期日本の賠償事例の大半は、中華民国との間で実施されていたことが明かになる。

③ この時期、中国では対華二一か条要求や五・四運動などを契機として、大規模な排日運動が数回発生した。このときに、暴徒が在留邦人を殺害したり、日本商店を掠奪したりする事件が各地で頻発する。これらの被害に対して日本政府は、中国政府の責任を追及し、賠償を要求したのであった。また一九一三(大正二)年の第二革命の際にも、これに類する被害が発生している(南京事件)が、やはり日中間で賠償の授受がなされている。

- 二 中国における日貨排斥（一九一九年）
- 三 寛城子事件
- 三 湖南事件
- 四 宜昌事件
- 五 ラングドン事件
- 六 中国における日貨排斥（一九三三年）
- 七 中国における日貨排斥（一九三五年）
- 八 楊村事件
- 九 大沽事件（以上本号）
- 第二章 賠償に至らなかった事例（以下次号）
- 第三章 参考事例
- 第四章 大正期の国家間賠償の特徴
- 結 今後の課題

④ 一方、第一次世界大戦についても、日本に賠償金を支払ったのはドイツだけではない。ドイツに与して大戦に参加したブルガリアもまた、講和条約の規定により、連合国に対して総額二億五〇〇〇万金フラン（約八億七〇〇万円）の賠償金を支払うことが義務づけられ、日本もその〇・三七五パーセントを受取るようになっていた（実際、一九二七年の時点でおよそ三六万八〇〇〇円を受領している）。

⑤ そのほかシベリア出兵の際に、ウラジオストクに寄港していた米国軍艦の機関長が日本兵に射殺された「ラングドン事件」、吉林省鄭家屯で日中両軍の部隊が衝突した「鄭家屯事件」など、大正時代を通じて『日本外交文書』などで確認できる分だけでも、三〇件近い賠償事件が発生している。本稿では、これらの事例を順次取上げ、その経緯や、賠償の名義について検討する。

⑥ なお、次号ではシベリア出兵の際に発生し、日本国内で大問題となった「ニコラエフスク事件」などの「賠償には至らなかった事例」をとりあげ、またこれらの賠償事例に共通する特徴について、考察することにしたい。

大正期における日本の国家間賠償 (一)

伊 藤 信 哉

目 次

- 序 本稿の目的と構成
- 第一章 具体的賠償事例
- 一 辛亥革命に伴う被害
 - 二 蒙古銃器密輸事件
 - 三 南京事件
 - 四 昌黎事件
 - 五 第一次世界大戦
 - 六 昌凶事件
 - 七 中国における日貨排斥 (二九一五年)
 - 八 三江口事件
 - 九 牛心台事件
 - 一〇 鄭家屯事件
-
- 二 中国における日貨排斥 (二九一九年)
 - 三 寛城子事件
 - 三 湖南事件
 - 四 宜昌事件
 - 五 ラングドン事件
 - 六 中国における日貨排斥 (二九一三年)
 - 七 中国における日貨排斥 (二九一五年)
 - 八 楊村事件
 - 九 大沽事件
- 第二章 賠償に至らなかつた事例 (以上本号)
- 第三章 参考事例 (以下次号)
- 第四章 大正期の国家間賠償の特徴
- 結 今後の課題

序 本稿の目的と構成

筆者はこれまで、本誌上に数回にわたって発表した論稿において、明治期の日本が関与した「国家間賠償」の諸事例を紹介し、その特徴について考察してきた。本稿はその続編として、大正期の日本が関係した国家間賠償の諸事例を概観し、そこに見出される特質について分析するものである。

本稿は四章で構成される。第一章では、当事国間で授受の合意が成立した国家間賠償の事例を二七例とりあげ、その概要を紹介する。第二章では、さまざまな事情により合意には至らなかったものの、当時の賠償の特徴を考える上で重要と思われる事例を、一六例紹介する。たとえば、シベリア出兵のさなかに発生した「ニコラエフスク事件」などである。第三章では、金銭の授受はあったものの、国家間賠償とは認めがたい事例として「榊原農場事件」など四例を挙げる。

そして最後の第四章で、当時の日本の国家間賠償の特徴について、明治時代のそれと比較しつつ検討する。筆者はすでに、賠償事例を整理するための枠組として「賠償の五類型」を提示しているが、今回もこれを利用して、大正期

の国家間賠償の特色を明かにすることにした。

第一章 具体的賠償事例

一 辛亥革命に伴う被害

一九一一年（明治四十四）年一〇月にはじまった辛亥革命は、中国各地に混乱を引起し、日本人をはじめとする在留外国人にも甚大な被害をもたらした。一九二二年（明治四十五）年四月、北京駐劄の各国使節は会議を開き、これらの被害に対する賠償要求に関して、共同歩調をとることを決める。

一九一三年（大正二）年四月、中華民国の外交総長（外務大臣にあたる）は、外交団代表との会見で、革命による損害は賠償すると約束し、さらに公文でこれを確認した。そこで各国政府は、自国民分の賠償要求をそれぞれとりまとめ、中国側に提出する。日本政府も、約七〇〇〇件分の要求一覧を作成し、中国側に提示した。

その後、賠償の範囲を間接損害にまで拡げるかどうかで、中国側と外交団は対立するが、日本とフランス以外の諸国は中国の主張を受容れ、直接損害分のみで満足することとする。日本政府もこの趨勢を踏まえ、さしあたり間接損害については留保することにして、直接損害の分だけを受取ることにした。

損害に関する日中共同の査定は、一九一四（大正三）年七月に終了、一〇月六日までに上海規銀換算で一六六万八四一三・一六兩が支払われる。さらに一九一五（大正四）年一月一六日には、前年一〇月の合意に基き、右の金額の利子として、一万三二六三・九九兩が支払われた（合計一七八万二六七七・一五兩）。

二 蒙古銃器密輸事件

一九一二（明治四五）年五月末から六月にかけて、いわゆる「第一次滿蒙独立運動」の一環として、モンゴル方面への武器弾薬の大量輸送が密かに試みられた^③。しかし、中国の官憲がこれを実力で阻止しようとしたため、吉林省鄭家屯の北西において、数日間にわたり武力衝突が生じる。その結果、日本人一三名、モンゴル人九名、中国人約三〇名が死亡した^④ほか、輸送中の銃器も没収された。

長春駐劄の日本領事は、独立運動の関係者である参謀本部の多賀少佐からの通報を受け、現地に警察官を急派、関係者の救出にあたるなど事態の収拾に努める。その後、奉天都督と日本総領事の間で、本件の処理についての交渉が始まるが、都督の離任などによって一時頓挫した。

一九一四（大正三）年、昌凶事件（本章第六節）が発生すると、本件は再び両国間の議題となる。同年一月一八日、

日本の奉天総領事は中国の交渉員^⑤に対して、武器弾薬の代金などとして一〇万円、死者一三名に対する吊慰金として一万九五〇〇円、負傷者三名への慰問金六〇〇円、合計一二万二〇〇円を支払うよう求めた。中国側が減額を希望すると、武器代金に関しては実額（七万六〇〇〇円）まで譲歩してよいとの訓令に基き、当初の要求から二万円減らした額をあらためて提示した。

中国側はさらに減額を要求したが、日本側も譲らない。結局、本件と並行して進められていた、昌凶事件の解決交渉で日本側が譲歩する代りに、本件では中国側が折れることとなった。

一九一五（大正四）年二月二〇日、中国側が解決条件を明記した公文を日本側に送り、事件は落着する。武器代金七万九九〇〇円と撫卹吊慰金二万一〇〇〇円は、同年二月二六日、奉天総領事に交付された。

三 南京事件

中国では一九一三（大正二）年七月二二日、いわゆる第二革命が勃発したが、わずか五日ほどで鎮圧された。しかし、九月一日に政府軍が南京に入城した際、兵士が暴行や掠奪を働き、その被害は在留邦人にも及ぶ^⑥。邦人の死者三名は、いずれも日章旗を掲げて総領事館に避難する途中、

政府軍兵士によって射殺あるいは刺殺されたものである。また邦人商家も、数十戸が掠奪の被害に遭った。

袁世凱は九月六日、外交総長代理を日本公使館に送って陳謝させ、翌日には、東京の中国臨時外交代表部から外務省に対して、遺憾の意が示される。

日本側からは、九月六日に南京領事が江蘇都督に嚴重に抗議し、加害者の逮捕などを要求。同月一〇日には、駐華公使が袁世凱に面会し、加害者の処刑、都督の日本領事に対する陳謝、被害者に対する賠償など五条件を提示した。また別に「希望条項」として都督の更迭など二条件を挙げ、翌日になってこれらを正式に書面で申入れた。

中国側は九月一三日、これらの条件をすべて受容れることを日本側に伝達、一五日には受諾を正式に表明する。そして九月二八日、南京領事館で都督による陳謝や、捧銃などがおこなわれた。

賠償については、南京領事と駐華公使が損害の査定を行い、十一月一九日付けで駐華公使から外交総長に請求される。その額は洋銀九八万七四五ドルであり、掠奪と兵火による損害（八四万三三七ドル）、避難費（五二九一ドル）、営業停止による損害（二万三〇二ドル）、遺族扶助料（三名分計七万ドル）などが含まれていた。この数字をもとに同月二六日以降、公使と外交次長の間で折衝がなされ、一

二月一〇日になって、請求額の六五パーセントにあたる六四万一八四五ドルで妥結。一九一四（大正三）一月二四日、同額が日本側に支払われ、ここに事件は解決した。

四 昌黎事件

一九一三（大正二）年九月一日夜、直隸省昌黎の停車場で、日本の鉄道守備隊の兵士と、中国鉄道警察の警官が衝突した。衝突の契機や経過などについて、両国は全く対立する見解を示したが、いずれにしても事件の結果、日本側にはほとんど損害が出なかったのに対し、中国側は警官五名が、日本兵の射撃によって死亡する。

一〇月下旬、中国外交部（外務省にあたる）は、正式な要求を日本側に提示。解決条件として、日本側の関係者を軍法会議にかけて処罰すること、犠牲者と停車場の損害に対して賠償すること、日本政府が中国政府に正式に遺憾の意を示すことなど、四項目を列挙した。

これに対して日本側は、先に手を出したのは中国側であり、日本側の措置は正当防衛であるから、そのような要求に応じる理由はないと主張する。しかし犠牲者が出たことは気の毒であるとして、いくばくかの救済金を支給することで解決を図りたいと申し出た。

その後の交渉で、日本はその非を認めないけれども関係

者を陸軍法官部の特別委員による調査に付託すること（ただし中国側はその結果を訊ねない）、また「事の曲直はともかく、中国側に犠牲者が出たことは遺憾である」として、遺族に見舞金二万六〇〇〇ドルを支払うこと、の二条件で事件を解決することとなった。そして一九一四（大正三）年四月一四日、駐華公使が外交総長を訪ね、右の条件を口頭で伝えて事件を落着かせた。

五 第一次世界大戦

①ドイツ賠償問題

一九一四（大正三）年八月一五日、日本政府は東京駐割のドイツ大使に、膠州湾租借地（青島）の引渡などを求める最後通牒を手交した。そして回答期限の同月二三日、宣戦の詔勅を発し、連合国の一員として第一次世界大戦に参戦する。

日本は開戦直後から、膠州湾が位置する山東半島へ兵力を送り、一月には青島を攻略。一方、海軍はドイツ東洋艦隊を駆逐し、またドイツの植民地である、赤道以北の南洋諸島を占領した。その後、イギリスの求めに応じて、艦隊を地中海などへ派遣しているが、日本の大戦における軍事行動は、概ね右の程度に限定されている。しかし、一九一八（大正七）年八月に始められたシベリア出兵のため、

その戦費は膨脹し、各省の関連経費をふくめた支出額は、最終的に一五億五三七〇万六二六〇円余に達した。

一九一八（大正七）年一月一日、ドイツの降伏により大戦は終結。翌年一月からパリで講和会議が始り、一九一九（大正八）年六月二八日にはヴェルサイユ条約が締結された。

条約では、第八編で賠償（Reparation）に関する取決めがなされているが、その形式は、従来のもとは大きく異っている。まず、同編冒頭の第三二条は、連合国政府とその国民が蒙った一切の損失および損害について、その責任がドイツとその同盟国にあると規定する。そして交戦期間中に、陸上海上空の攻撃によって、連合国の人民とその財産がうけた一切の損害を、ドイツ政府が補填することとなった（第三三条）。補填されるべき損害について、その具体的な内容は、同編第一款第一附属書に列挙されるが、そこには俘虜の虐待や、強制労働などの国際違法行為に基づく被害が含まれる一方、傷痍軍人とその被扶養者に支給される恩給金や、俘虜およびその被扶養者に対する扶助費など、適法な戦争行為に由来するものも含まれる。なお、賠償の総額については条約に明記されず、別に組織される賠償委員会によって、一九二一（大正一〇）年五月までに決定されることとなった（第三三条）。

一九二〇（大正九）年一月に条約が発効すると、賠償委員会はただちにその活動を開始。各国に対して、その被害額の算出を求めた。日本政府は大戦による損害を、国家の分として一二億三二〇万七千八百五十二円、個人の分として二億五八九万七千六百七十七円、合計一四億九〇一十七万八千五百二十九円と計算していたが、このうち条約によって請求が認められた分として、八億一五八万三千〇〇〇円（一七億六千八百万八千二〇〇・八金マルク^⑤）という数字を届け出る。

その後、一九二〇（大正九）年七月のスパ協定で、日本は賠償総額の〇・七五パーセントを受取ることとなる。そして一九二一（大正二〇）年五月に、賠償の総額が一三二・〇億金マルクと定められたため、日本の受領予定額も九億九〇〇〇万金マルク（四億七千三百元）と決定された。

しかし、戦争で疲弊したドイツにとって、このような巨額の賠償は到底負担しうるものではなく、一九二一（大正一〇）年に第二回目の支払がなされたあと、マルク相場は暴落、政府も極度の財政困難に陥る。

そこで、一九二四（大正二三）年の暫定的支払案（ドーズ案）をへて、関係諸国は一九二九（昭和四）年から翌年にかけて、ハーグで二度にわたって会議を開き、問題の打開を図ることとなった。ここで結ばれた協定により、賠償の総額は一挙に三五八億一四〇〇万金マルクまで減額される

（利子を年率五・五パーセントとした場合）。そして日本は、以後三七年間で、金銭賠償として五億一〇〇〇万金マルク（二億四千万八千〇〇〇円）、実物賠償として三九三万七千五百〇〇〇金マルク（一八八万二千二百五〇円）を受取ることになった（利子を含む）。

ところが、世界大恐慌の影響で、結局このハーグ協定にもとづく支払計画も実行不可能となる。一九三二（昭和七）年六月から開かれたローザンヌ会議では、ハーグ協定を廃したのち、新たにドイツが三〇億金マルク分の債券を発行することで、この問題の最終的解決を図ることになったが、この計画は実質的に賠償支払の打切りを意味していた（事実、その後ドイツは、賠償を一切支払っていない）。

以上が、ドイツ賠償問題の大まかな経緯であるが、結局日本は、どれだけ賠償をドイツから受取ったのか。筆者は今のところ、その点を明記した資料を発見していない。しかし、一九二七（昭和二）年八月末までの受領総額について、三二六万一千三百三十五・五二金マルク（一億五千万九千三百七十七円余、実物賠償などの分を含む）とする数字がある^⑥。

また、本件について注意すべきは「実物賠償」の制度である。これはヴェルサイユ条約第二三六条に定められたもので、金銭賠償の一部を実物（船舶、石炭、薬品など）によって代替するものであった。日本もこの制度によって、一九

二六（昭和元）年末までに船舶を七隻（合計四万二二二一ト
ン、評価額六五一万三四一五円）、自動車を六〇台（評価額
〔推定〕約二九万円）、染料を三二万一一四四・六五キログ
ラム（評価額三〇万五九一円八三銭）、薬品を一万七四五
八・三〇キログラム（評価額六万五五二円九一銭）受領し
ている。

さらに、これらの実物賠償とは別に、日本がドイツから
継承した山東鉄道および鉱山について、その評価額の一部
（五万一千七四二・四八金マルク、邦貨換算二六万三三三三円九
一銭分）が、日本が金銭で受取るべき賠償額から差引かれ
ている。

② 東方賠償問題

東方賠償問題とは、ドイツ以外の敗戦国のうち、オース
トリア、ハンガリー、ブルガリアの三か国が支払うべき賠
償に関する問題である。これらの国々の賠償金額について、
オーストリアとハンガリーに関しては、ドイツと同じく講
和条約には明記されず、別に決定されることとなっていた。
一方、ブルガリアの場合は、二二億五〇〇〇万金フランと
定められた。

しかし、オーストリアとハンガリーの両国は、国家解体
の直後でもあり、その財政は破綻状態にあったので、賠償
支払についても長く遷延する。結局、一九三〇（昭和五）

年の第二次ハーグ会議の結果、オーストリアは賠償を免除
され、ハンガリーについても、日本は英仏などと共に権利
を抛棄することとなった。

ブルガリアについては、日本は一九二〇（大正九）年の
スパ協定により、賠償総額の〇・三七五パーセント（ドイ
ツ賠償の分配率の二分の一）を受取ることになっており、実
際に一九二七（昭和二）年八月までに七六万九千九七七・八
六金マルク（三六万八〇四九円四二銭）を受領している。さ
らにハーグで結ばれた取決めによって、一九三〇（昭和五）
年から三六年間で、合計九万九千六四金フラン（三万八五
七〇円）を受取ることになったが、その後の状況については
不明である。

なお、これらの敗戦国から領土とともに賠償の義務も継
承したチェコスロバキアは、ハーグでの合意に基き、「解
放債務に対する釀出金」として、一九六六（昭和四一）年
までの間、毎年五万一千九二〇金マルク（二万四千七百七六
銭）を日本に支払うこととなった。しかしこちらについて
も、実際にいつまで支払われたかは明かでない。

六 昌凶事件

一九一四（大正三）年八月二七日、奉天省昌凶県の西孔
樹林付近において、行軍中の日本陸軍歩兵二個中隊と騎兵

一個小隊が、中国の預備巡警隊に指揮された現地住民の襲撃を受けた。日本側も直ちに応戦し、双方に死傷者が出る。日本側は、この襲撃が計画的なものであったことから事態を重く見たが、中国政府は本件を地方的に解決したいと申し出る。さらに駐華公使も穏便な解決を進言したため、日本政府はやむなく、奉天駐割の日本総領事と、奉天省巡按使との間で事件の解決を図ることに合意した。

日本側は一月一二日になって、要求条件として下手人の処罰や責任者の懲戒など、六か条を中国側に提示。賠償に関しては、日本側の負傷者二名に対する慰藉料として、一万二〇〇〇円を支払うよう求めた。

中国側はこれらの条件中、賠償に関してはほとんど異議を挟まなかったが、関係者の更迭などをめぐって交渉は遷延。結局、蒙古銃器密輸事件（本章第二節）と取引するかたちで、一九一五（大正四）年二月に妥協が成立、中国側の公文によって事件を落着させた。慰藉料の一万二〇〇〇円は同月二六日、奉天総領事が受領した。

なお、中国側は交渉のさなかに、中国側の犠牲者三名に対する慰藉金の支払を求めたが、日本側は、事件の責任は中国側にあるとして、これを峻拒している。

七 中国における日貨排斥（一九一五年）

中国における大規模な日貨排斥は、大正期を通じて前後四回発生している。しかし、日本製品の不買行動、またそれに関連してとられた諸々の抗議行動（日系工場でのストライキや、市街におけるデモなど）そのものが、直接に国家間の賠償につながったことはない。日貨排斥に関して賠償の問題となったのは、ストライキやデモに参加した人々が、暴徒と化して在留邦人を殺傷した場合、あるいは邦人商店を掠奪、破壊した場合などであった。

大正期に入って最初の本格的な日貨排斥は、一九一五（大正四）年の「対華二一か条要求」に対する抗議として行われたものであるが、この時には以下のような賠償事件が発生している。

①漢口・漢陽事件

一九一五（大正四）年五月二三日、湖北省漢口において暴動が発生した。これは、日中交渉の「成功」を祝して在留邦人が提灯行列をおこなうとの風説が流れ、これに憤激した人々が、日本商店などを襲撃したものである。暴動の結果、邦人一五名が重軽傷を負い、また商店十数戸が損害を被った。

中国の現地当局は、ただちに日本側に遺憾の意を伝え、また本件を地方問題として解決することを希望する。また事件の九日後、外交総長から駐華公使に対して改めて陳謝

がなされ、善後処置が約束された。しかし、同時に中国側は、今回の件で日本側から損害賠償を要求するのは、国内の人心をさらに刺戟するおそれがあり不得策と主張。むしろ中国側が遺憾の意を示したうえ、自発的に損害の補填を申し出る形にした方が穩当とした。日本側もこの主張を容れ、五月一八日に漢陽で発生した、日本企業の間場を暴徒が襲撃した事件の損害とあわせて、その被害額を銀四万七五二〇ドル三〇セントおよび金一万五八四〇円と査定する。これが秘密裡に漢口の中国当局に伝えられると、七月二三日、中国側はこの金額を、遺憾の意を表するためとの名目で、漢口の日本総領事に交付して事件を落着させた。

右の査定額には、損害賠償のほか負傷者医薬料、慰藉料、および負傷者遭難の際に掠奪された物品の代価が含まれる。なお本件の交渉の際、漢口の三菱製油工場の建物が焼失した事件も取り上げられており、別途三万円を要求する動きもあったが、事件に対する中国側の責任も明確でなく、損害額もさほどではなかったことから、そのまま沙汰止みとなった模様である。

②長沙事件（一九一五年）

一九一五（大正四）年八月七日、湖南省長沙において、中国兵十数名が日本商店で乱暴を働き、邦人商店員二名を負傷させる事件が起った。中国側は、本件に關しても地方

的解決を希望する。

在長沙日本領事代理は、暴行に加わった兵士全員の処罰と、総司令官による事件再発防止の保障を求め、またこれに加えて医薬費八〇円、器物の損害一二〇円、営業休止による損害一二〇円、慰藉料二〇〇円、合計二二二〇円の支払を要求した。中国側は八月二六日に対案を示し、賠償については日本円ではなく、洋銀の同額（やや価値が低くなる）とするよう求める。日本側は、対案に示された関係兵士の処罰が輕過ぎることもあって一旦これを拒否したが、二八日から改めて交渉を行い、賠償に關しては基本的に中国側の希望を容れることにした。八月三十一日、中国側から賠償額として洋銀二五〇〇円が提示され、日本側がこれを受容れたため、ここに問題は落着した。

なお、このほかにも長沙では、運送中の日本商店の商品（三八円余相当）を排日団体が強奪したうえ焼棄する事件（五月一七日発生。七月七日に中国側が常洋一〇〇〇元を賠償）や、日本の汽船会社の分局が暴徒に襲撃され、売掛金などが奪われる事件（六月二六日発生。七月二日に銀四〇〇元の支払が合意される）など、排日事件が頻発している。

八 三江口事件

一九一五（大正四）年八月四日、奉天省三江口の近くで、

日本兵三名が現地住民に襲撃される事件が発生^⑧。襲われた三人のうち、二人が即死、一人が重傷を負い、さらに所持する銃器が奪われた。犯人はまもなく逮捕され取調べを受けるが、その動機は政治的ではなく、単に武器の強奪を狙ったものと判明する。しかし、その後本件は、日中間の外交交渉にかけられることとなった。

日本側は一〇月一五日、中国側に犯人三名の処刑、県知事以下の責任者の免職など四条件を提示。その中で弔慰金および慰籍料として、死者二名に対してそれぞれ金一万元、負傷者に対して金四〇〇〇〇円の、合計二万四〇〇〇〇円の支払を求めた。これに対して中国側は、死者については八〇〇〇〇円、負傷者については三〇〇〇〇円まで減額するよう訴えた。しかし日本側が強い態度を示したため、翌年三月になって中国側が折れ、一九一六（大正五）年三月一五日、二万四〇〇〇〇円が鉄嶺の交渉局長から、同地の日本領事代理に交付された。

九 牛心台事件

一九一六（大正五）年一月二三日、奉天省本溪湖にある牛心台小南溝炭礦において、付近の住民約一〇〇名が、日中合弁で設立された炭礦会社の従業員宿舍を襲撃し、邦人七名に傷を負わせた。もともとこの土地では、住民が石炭

の採掘販売を行っており、炭礦会社の設立によって、これらの活動が禁止されたことを恨みでの犯行であった。

炭礦会社は日本政府に保護を求め、負傷者に対する賠償をはじめ、関係官吏の処罰などを主張する。さらに会社は、これまでに「盗掘」された石炭の総量を二〇万トンと見積り、その価額九〇万円の賠償も請求するよう訴えた。日本政府はこれらのうち、盗掘石炭の賠償などは認めなかったが、負傷者のうけた被害、また襲撃により会社が蒙った建物や機械などの損害については、中国側に補填を要求することにす。三月六日、日本の奉天総領事代理は巡按使に対して、暴行者の嚴重処罰や将来の保障などと併せて、これらの条件を提出した。

その後、賠償については総領事代理にかわって警務支署長が、中国側の本溪湖知事と交渉することとなる。そして一九一六（大正五）年七月二三日、警務支署長は、中国側の減額要求を押切るかたちで、知事から一万元を受領した。

二〇 鄭家屯事件

一九一六（大正五）年八月二三日、吉林省鄭家屯において、現地に駐留する日本軍と中国軍の間で、本格的な武力衝突が発生した。事件の発端は、在留邦人と中国兵の些細な諍いであったが、その処理のために日本の警官と将兵が

中国軍の兵舎まで赴いたところ、武力衝突となったものである。衝突により、日本側は一二名の死者を出し、中国側も四名が死亡した^⑧。

事件の三日後、外交総長は駐華公使と面談した際に、本件の地方的解決を希望。しかし日本側は、日中両軍の直接衝突という事件の性格を重く見て、北京で解決を図ることにする。八月三十一日、外務大臣は駐華公使に訓令を発し、解決案として「日本政府の要求」四項目、「中国側の自主的な実行を期待する事項」四項目、計八項目を中国側に伝達するよう命じた。賠償に関する要求は、後者の最後に挙げられており、被害者または遺族に対する慰藉金という形式をとっている（金額未定）。また訓令は、慰藉金について中国側に説明する際に、口頭で「日本は本来ならば償金を要求しうる立場にあるけれども、両国の親交を顧慮して慰藉金のみを求めるものである」と付け加えるよう指示していた。

しかし、日本側が提示した解決条件の中に、中国の土官学校への日本人教官の招聘など、今回の事件とは直接関係のないものが含まれていたため、交渉は難航する。賠償についても中国側は、日中双方の犠牲者に、それぞれ弔慰金が支払われるべきと主張した。この点について日本側は、事件の責任は中国側にあり、そのような対等な措置は認め

られないと反駁したが、中国側の同意を得ることはできなかった。

一〇月八日、駐華公使は外務省に交渉の見通しを述べ、このさい兵士と警官に対する慰藉金の要求は撤回すべきと建言する。外務省もこれを容れて、慰藉金の要求はその大半を抛棄することとし、事件の発端となった在留邦人の負傷についてのみ、請求することとなった。そして治療費を金一二〇円と査定、さらに休業補償として金六六円を計上し、これらに慰藉料を加えた額として合計金五〇〇円を中国側に請求する^⑨。中国側もこれを認めたため、一〇月末には賠償に関する交渉は落着いた。

その後、賠償以外の条件に関する交渉が妥結するのを待ち、一九一七（大正六）年一月二日に、事件解決のための公文^⑩が取り交される。賠償については右の通り、慰藉金として金五〇〇円が支払われることとなった。

二 中国における日貨排斥（一九一九年）

大正期に入って二度目の本格的な日貨排斥は、一九一九（大正八）年の「五・四運動」の際に生じた。この時には、以下のような賠償事例が発生したが、当時の外交文書などから確認される。

①蕪湖事件

一九一九（大正八）年五月一八日、この日から翌日にかけて、安徽省の蕪湖において、排日暴動が発生した。暴徒は在留邦人数名を襲って傷を負わせたほか、現地の日本商店、また邦人経営の見世物小屋などを襲撃し、それぞれに被害を与える。しかし、当初から中国側官憲が暴動の鎮圧に努めたため、その被害は比較的軽いものとどまった。

日本側は事件発生から三日後の五月二一日、駐華公使を通じて外交部に抗議を申入れる。中国側は二四日付覚書でこれに回答、その後事件は現地で解決が図られることとなった。

そして南京領事館事務代理が、日本側を代表して将来の保障、加害者の処罰、損害の賠償を要求、中国の現地当局もこれを受容れる。これを承けて日本側が損害を査定し、その額を洋銀八〇七九ドル一〇セントと算出。しかし日中親善の見地から、間接損害を賠償の対象から除くこととし、暴動の直接損害、および負傷者のうち低所得者二名分の医薬費と慰問金として、合計洋銀二八四四ドル五〇セントを中国側に請求した。これに対して中国側は、この賠償は本来加害者が負担すべきものであるが、さしあたり当局が立替えると断ったうえで同額を日本側に支払い、ここに事件は落着いた。

② 広州事件

一九一九（大正八）年五月三〇日夜、広東省広州において、学生らに煽動された暴徒が通行中の邦人を襲撃、五名を傷つける事件が起った。暴徒は同時に、日貨廃棄を口実に中国人商店を掠奪し、そのため二万円もの損害を被る店も出る。在広東日本総領事は、現地の治安責任者に抗議して取締を求める一方、日本人の被害についてはこれを調査し、中国側に賠償として請求する準備に入った。

日本側被害者は、総領事館の問合せに対し、被害総額を三二万ドルと届け出たが、総領事側はこれを過大と判断する。そして独自の査定で、負傷者の治療費を五名分七五〇ドル、被害者の所持品の損失などについて二六〇ドル、合計一〇一〇ドルを直接損害と認定。また被害者の大半が経済的に豊かでなかったことから、休業補償として六三〇ドルを計上し、さらに慰藉料を二〇〇〇ドルと算定した。

外務省もこの数字を妥当と認める。そこで総領事は直接損害額二〇〇〇ドル、慰藉料二〇〇〇ドルを要求することにした。七月一九日、総領事は交渉上の駆引を見込んで五〇〇〇ドルを、賠償および慰藉料として中国側に請求。またこの際、治安責任者の謝罪なども併せて要求した。

中国側は、金額については何ら異議を挟まなかったが、その名義を「賠償金」とすることに難色を示す。そして慰藉料として一括するかたちで、銀五〇〇〇ドルを「自発的

に」支払うことにしたいと申し出た。日本側がこれに応じたため、七月二十八日、中国側は陳謝の意を表明するとともに、銀五〇〇〇ドルを日本総領事に手交し、事件を落着かせた。

③龍口事件

一九一九（大正八）年八月三日、山東省龍口において、排日団体の人間が在留邦人に投石し、暴行を加える事件が起った。事件に対して芝罘の日本領事代理は、現地責任者の龍口商埠局長と同月二五日に面談、犯人の処罰と事件の再発防止を求め、併せて被害者の治療費と損害賠償として、銀八〇〇ドルを要求する。

領事代理は当初、公式の謝罪と、責任官吏の処罰も要求するつもりであったが、局長自身が芝罘まで出向き、口頭で遺憾の意を示したことを評価して謝罪に関しては免除とする。また責任者の処罰についても、もともと現地の邦人が、商埠局長と警察署長に好意的なこと、また事件発生後、両者が現地の排日運動の鎮圧に尽力していることから、あえて要求しないことにした。

そして局長が、先の三条件をそのまま受容れたため、ここに事件は決着した。

④天津事件

一九一九（大正八）年八月三十一日未明、天津の警察庁前

に、逮捕された仲間の釈放を求める学生たちが集結した。現地の日本人商業会議所の役員と大阪朝日新聞の通信員が、その様子を視察するため現場に赴いたところ、彼らから暴行を受け、それぞれ傷を負わされる。

事件に対して天津駐割の日本総領事は、警察庁長と直隸省長に抗議を行う。すると彼らは、それぞれ代理人を派遣して被害者を見舞い、また事件を穏便に処理するために、被害者と領事館に対する遺憾の意の表明、見舞金の贈呈、加害者の検挙処罰を、中国側が解決案として自発的に提案することにしたと申入れた。日本側も、謝罪の対象に商業会議所と新聞記者団を加えるなどの修正を求めたものの、概ねこれを受容れる。そして見舞金の額を、医薬料および直接損害の額、およそ銀三〇〇〇ドルと内示した。

中国側がこれらを基本的に承認したため、交渉はそのまま纏りかけたが、被害者が要求金額の少いことに憤慨、医療費および予後療養費として八一九三ドルを請求するよう総領事に働きかける。また、居留民の中からも総領事の弱腰を批判し、慰藉金について少くとも五万ドルは取るべきとの声が挙った。

総領事はこれらの要求に屈し、謝罪の形式について中国側と折合わなかったのを機に、公文によって正式に、謝罪や加害者の処罰などを要求することにする。賠償について

も、医薬費のみで慰藉金は不要としたが、その金額は銀六七三ドルに増額された。

中国側はこの増額に難色を示し、再考を求めたが、日本側の拒絶に遇う。また解決の方式についても中国側は、あくまでも自発的に提案するかたちにしたと主張したが、これも拒絶された。

その後、金額については六二六三ドルに減額されることとなり、また謝罪については、省長の代理人と警察庁長が総領事館を訪問し、総領事と商業会議所および新聞記者団の代表に陳謝することとなった。そして一〇月九日、これらの謝罪が実行され、事件は解決した。

⑤ 福州事件

一九一九（大正八）年一月二六日、福建省福州で、在留の日台人らが、排日運動の学生たちを捕えて、鉄棒などで袋叩きにする事件が発生した。福州では春以降、排日の気運が昂まっており、邦人商の荷車を学生らが襲撃する事件が頻発していたため、この日は邦人側が報復を謀り、囹の荷車を用意するなどして、学生たちを畏にかけたものであった。ところが、現場から逃れた学生を追跡するうちに、応援に駆けつけた学生や中国人巡警らの反撃を受け、乱闘の結果、双方に負傷者がでることとなった。

外務省や駐華公使は、当初これらの事実を把握できなかった

ため、事件発生の責任は中国側にあるとの立場をとる。しかし、日中共同調査のために現地に派遣された松岡洋右書記官が、翌年一月に事件の真相と、事前の計画に領事館員の一人が加わっていたことを報告。この報告で日本側の態度は急変した。

日本側はまず、本格的な交渉の開始にさきだち、定期異動を名目として福州の総領事代理を更迭する。また三月一二日の閣議では、中国側への慰藉金の提供や、事件に対して日本側が遺憾の意を表明することなどの条件で、交渉をまとめる方針を決めた。

右の決定を訓令として受取った駐華公使は、同月二五日から中国側との交渉に入る。そして八か月後の一九二〇（大正九）年一月一二日、両国は事件解決のための文書を取り交して、問題を落着させた。文書では、双方が遺憾の意を示すとともに、日本側が、中国側負傷者のうち程度の重い者に対する慰藉金として銀一三〇〇元、事件で損害を被った料理店への救恤金として銀八〇〇元、合計二一〇〇元を支払うことが定められ、右の金額は二月八日付けで、駐華公使から外交総長に交付された。

三 寛城子事件

一九一九（大正八）年七月一九日、吉林省長春の西北に

位置する寛城子で、中国兵と日本兵が衝突する事件が発生した。事件は、満鉄の邦人駅夫が中国兵に殴打されたため、その処理のために日本の将兵が中国軍の駐屯地を訪れたところ、交渉中に突然中国側から発砲を受けたものであった。不意を突かれた日本側は、死者一九名（うち警官一名）、負傷者一九名（うち民間人二名）を出す。

日本側は、事件発生への責任は中国側にあるとしたが、一方で、自らの措置にも不適切な点があったことを認める。これに対しても直ちに承認した。日本側は穩便に事件を処理するとの方針を立て、中国政府に正式な陳謝や責任者の処分などを求める一方、賠償については、「軍隊間ノ戦闘的行爲ニ因ル損害ニ付金銭的賠償ヲ求ムルハ面目上面白カラザルモノアリ事ノ是非曲直ヲ糺シ支那政府ノ陳謝ヲ求メ責任者ノ懲罰ヲ実行セシムル以上ハ帝國軍隊ノ被リタル損害ニ伴ヒ傷ケラレタル威信ハ充分之ヲ回復スルニ至ルモノト認めラル」として、一切要求しなかった。

ただし、戦闘中に多数の銃弾を打込まれた邦人料理店の損害、また事件の発端となった邦人駅夫と、流れ弾で負傷した民間人の治療費、そして事件前後に中国軍が頻繁に行っていた、邦人所有の馬車の強制徴発による損害など、関連する被害については別に協議することとなる。しかし、こ

の交渉も、双方の協動的な態度から順調に進展し、事件の四か月後に成立した合意で、駅夫への見舞金として金三〇〇円、日本料理店と、馬車を徴発された煉瓦業者への損害賠償として金一七〇〇円が支払われることとなった。なお流れ弾による負傷民間人の治療費については、被害者が相当の資産を持つことなどから、日本側が自発的に要求を取下げ、また馬車の徴発についても、煉瓦業者以外の分については特に要求しなかった。そして一九一九（大正八）年一月一日、金二〇〇〇円が交渉員から長春領事に手渡され、ここに事件は解決をみた。

本件は、当初の経緯が鄭家屯事件（本章第一〇節）とよく似ているが、事実関係やその責任について中国側が一切争わず、また日本側も過大な要求を行わなかったことから、その後の展開は大きく異っている。

三 湖南事件

一九二〇（大正九）年の五月末から六月にかけて、南北両政府（北京政府と広東政府）の軍隊が、湖南省の支配権をめぐって干戈を交えることとなった。この戦いは南軍の勝利に終り、同省の長沙、岳州、衡陽などは広東政府の支配下に入る。しかし、衝突のさなかの六月一日、長沙の南西に位置する湘潭で、日清汽船会社の武陵丸と同社の代理

店などが、南軍兵に掠奪される事件が発生^①。同船に乗合せ
ていた社員一名も殺害され、その遺体は切断されて街頭に
晒された。

事件を起したのは広東政府軍の部隊（湘軍）であったが、
北京政府は「中央政府」として事件に対応すると主張。そ
のため日本側は、北京の外交部に諸々の要求を提出する一
方、現地では長沙領事代理が、広東政府系の督軍兼省長と
具体的な解決策を協議することとなる。

同年一二月、現地で六項目からなる解決案が成立。賠償
については、殺害された邦人に対する弔慰金のほか、掠奪
の被害に関しても中国側（湖南省政府）が賠償することと
なった。なお交渉の過程で、中国側は掠奪による被害のう
ち、汽船会社が管理していた中国人の積荷については、賠
償の対象から除外すべきと主張する。日本側は反対したが、
中国側が日本側の査定を尊重し、荷主に個別に賠償するこ
とを約束したため、これを認めた。

ところがその後、被害邦人への弔慰金の金額をめぐる
交渉は紛糾する。日本側は、本件と同時期に岳州で米人宣
教師が殺された事件に対して、米国政府が要求したのと同
額（銀四万五〇〇〇元、中国側も受諾）を提示するが、湖
南省の代表は一万元程度で十分と主張。その根拠として、一
九一八（大正七）年に発生した、奉天兵の邦人商殺害に対

する賠償が七〇〇〇〇円であったことや、今回武陵丸は危険
を知りつつ湘潭に寄港しており、岳州事件と同列には論じ
られない、といった点を挙げた。

その後、弔慰金をめぐる交渉は平行線をたどるが、一九
二一（大正一〇）年一二月になって変化が生じる。この頃、
湖南の政局が不安定化したことから、日本側は、現在の省
政府が倒れて交渉が白紙に戻ることを懸念し、金額を大幅
に引下げてでも、急ぎ交渉を妥結することを望みはじめた
のである。そして、さらに一年近く交渉を重ねたあと、一
九二二（大正一一）年一月、弔慰金を銀一万五〇〇〇元、
一括払いとすることによってようやく合意が成立。翌月同額が、
湖南省政府より長沙領事に交付された。

なお、当初約束された掠奪に対する損害賠償であるが、
日本側は当初、日清汽船会社の損害として四万五三五二・
六一ドル、同社が雇傭する中国人の損害を九五八九・一二
ドルと算定していた。しかし、こちらについてはそのまま
立消えとなり、賠償は支払われていないようである^②。

二 宜昌事件

① 第一次事件

一九二〇（大正九）年一月二十九日夜、湖北省宜昌にお
いて、九か月におよぶ給料の未払に憤激した北軍の兵士が

暴動を起した⁵³。その結果、現地の邦人商家のうち一四戸が掠奪を受け、また日清汽船の倉庫が全焼するなどの被害が生じる。損害額は、日本領事館の査定で六一万六二五円六九銭（日本円）に上った⁵⁴。

駐華臨時代理公使は一九二二（大正一〇）年五月一〇日に、英米公使館の代表とともに湖北督軍と会見、損害の賠償を要求する。この会見で、本件を地方的に解決することが合意されたため、以後協議の場は同省の漢口に移され、現地の総領事が交渉にあたることとなった。

そして七月一四日から、漢口で日中共同の損害審査が開始される。審査と交渉の結果、一九二二（大正一一）年三月二十九日、両国の代表は、洋銀四万八二二一元（漢口元）と両銀三三万七七七〇両（漢口両）を支払うことで合意した⁵⁵。

②第二次事件

一九二二（大正一〇）年六月四日夜、北軍兵士の暴動が再発した。今回は、給料の一部が未払のまま、除隊を通告されたことがその契機であったが、暴動の結果、邦人商家のうち十数戸が兵士らの襲撃を受け、また邦人二名が傷つけられる。このほか北軍兵は、日本領事館の館員宿舎にも乱入した。

湖北督軍は、事件後ただちに各国領事館に人を派して陳

謝し、併せて損害賠償の協議に応ずると通告する。これを受けて日本側も、自国民の損害について調査を行い、同年一〇月までに、要求額を三万六四八三元と査定した。そして、事件からはば一年後の一九二二（大正一一）年六月八日から、第一次事件のときと同じように、賠償額について合同審査と交渉が行われる。一月一六日にこれらの作業が終了し、中国側は洋銀三万九五九二元を支払うこととなった⁵⁶。

しかし、第一次・第二次事件とも、賠償支払の合意は成立したものの、実際の支払は遅延する。日本側はたびたび督促したが、中国側は財政窮乏を理由にこれに応じず、結局未払のまま立消えとなったようである⁵⁷。

三 ラングドン事件

一九二二（大正一〇）年一月八日未明、ウラジオオストツクに停泊中の米国軍艦アルバニー（Albany）の機関長ラングドン（Langdon, W. H.）大尉が、日本の浦潮派遣軍第一一師団司令部の前を通りかかったところ、衛兵から銃撃されて死亡する事件が発生した。当時、日米両国民間には、カリフォルニア州第二次排日土地法の制定などをめぐって険悪な空気が漂いつつあり、これを懸念した日本政府は、なるべく穏便に事件を処理することとする。

二月二二日、外務大臣は駐日米國臨時代理大使に対して遺憾の意を伝え、責任者の処分なども約束。米國側がこれを諒承したため、ここに事件は一応の決着をみた。また賠償金についても、日本側は要求があれば支払うとの立場をとり、あらためて米國の意向を確認する。しかし米國側は、遺族の意見を訊いたのちに返答すると述べただけで、以後何の回答も寄せなかつたため、この件は一時、立消え同然の状態となつた。

しかし、事件から二年以上が経過した一九二三（大正一二）年五月八日、駐日臨時代理大使は突然、日本政府に申入れを行い、遺族への賠償として米貨四万ドルを請求する。日本側は支払そのものには同意したが、名義を吊慰金とするよう希望し、また先例に比して金額が高過ぎるとして、その引下げを求めた。

交渉の結果、吊慰金として日本側が米貨一万五〇〇〇ドルを支払うこととなる。これをうけて幣原外相は、一九二四（大正一三）年七月二日付けで、駐日臨時代理大使に同額の小切手を交付し、ここに事件は完全に解決した。

二 中国における日貨排斥（一九三三年）

大正期における三回目の日貨排斥は、一九二三（大正一二）年の「旅大回収運動」の中で開始された。この運動は、

日本の租借地である旅順と大連が、もし対華二か条要求による租借期限の延長がなかつたとしたら、この年に返還されるはずであつたことから発生したものである（中国政府は、二か条要求にもとづいて締結された諸条約の無効を主張していた）。この時に発生した賠償事例としては、杭州での事件が挙げられる。

一九二三（大正一二）年五月九日、浙江省杭州で、国恥記念日のデモに参加した学生約三〇名が、杭州駅前などに立てられていた日本商品の広告板、計一二枚を破壊する事件が発生。日本の杭州領事代理は即日、中国側に抗議を申入れ、犯人の逮捕などを要求した。中国側は事件の二日後、浙江省長や警察庁長らが、それぞれ代理人を杭州の日本領事館に送り、遺憾の意を示す。日本側は、中国側の態度を評価し、また事件当時の状況を考慮して、用意していた解決条件から公式の陳謝や加害者の処罰などを削除した。

今回の事件による被害額は、およそ二〇〇〇ドルと見積られたが、中国側は事件の解決条件として、排日運動が沈静化したあと公正な料金で広告の再築を認めることのほか、損害賠償として、これまで滞納していた広告料金二八〇ドルを帳消しにし、さらに既納の一月分の料金五〇〇ドルを返還することを申し出る。日本側も、破壊された広告の半数が、契約に違反して四か月以上も料金を滞納していた

ことが判明したため、被害者である広告主らと相談のうえ、不満足ながらもこの条件を受容れることとし、一九二三年(大正一二)年二月二十七日、墨銀五〇〇ドルを受取つて事件を落着させた。

二七 中国における日貨排斥(一九二五年)

① 上海日系紡績工場事件

大正時代最後の日貨排斥は、一九二五(大正一四)年に発生した。その契機は同年五月三〇日に上海で勃発した「五・三〇事件」であるが、さらにその発端となったのは、上海租界とその周辺に所在する、日本の内外棉株式会社^①の複数の紡績工場において、同年二月に発生した労働争議であった。

争議は一旦終熄するが、五月に再発する。同月一日には労使が激しく衝突し、そのさい邦人社員とインド人巡査^②が、中国人工員数名を傷つけ、一名を死亡させる事件が起つた。この事件はやがて、共同租界を管理する工部局警察^③による群衆への発砲事件、いわゆる「五・三〇事件」に発展。六月一日以降、共同租界内の中国人商店は大半が休業し、内外棉以外の紡績工場も続々とストライキに突入した。

ここでは五・三〇事件と、その後の展開には立ち入らないが、その発端となった内外棉工員の死傷事件については、

六月八日から日中間で交渉が開始される。そしてまず、中国側代表と日本の上海総領事の間で、この件を他の事件から切離して処理することが合意された。さらに同月一日ごろには、とりあえず死亡工員の遺族に弔慰金(五〇〇〇ドル以下)を支払うことで、事件を落着させる形勢となった。

しかし工員側が、本件をほかの日系紡績工場の争議と一括して解決することを主張、共通の要求事項として労働組合の公認、賃金の増額などを提示したため、事態は紛糾する。日中当局者間の交渉も難航したが、八月二二日よりやく妥結。内外棉工員の件に関しては、死傷者に対して慰料一万ドルを支給すること、邦人社員二名を会社が自発的に更迭することで合意した。また同時に、日系紡績工場争議の解決条件についても覚書が作られ、各社がそれぞれの工員に対し、出勤奨励金として四日分の賃金(合計約一〇万ドル)を直接支払うことが取決められた。

これにしたがい、一九二五(大正一四)年九月二日、慰料銀一万ドルが、日本総領事から中国の交渉員に手交されている。

本件で支払われた金銭が、国家間賠償に該当するものであるかどうかは微妙な問題である。とくに出勤奨励金は、会社から直接工員に支給されており、見方によっては日中

政府の代表は、単に民間の労働争議を調停したにすぎないと観ることもできる。しかし、両国の外務当局者は、この事件の解決にきわめて深く関与しており、また争議解決のための覚書の署名者は、争議の当事者ではなく、日本側は上海総領事、中国側は政府の交渉員となっている。これらの点を考慮して、本稿ではこれらを、国家間賠償にあたるものと判断した。

②漢口事件（一九二五年）

五・三〇事件からまもない一九二五（大正一四）年六月一日の夕方、漢口のイギリス租界が、中国人苦力を中心とする数千名の暴徒に襲撃される事件が起った。英、米、仏国の領事は、陸戦隊および義勇隊を出動させ防戦に努めたが、暴徒の勢いは止らない。そこで英国領事は中国軍の出動を要請し、夜半になってようやく鎮圧することができた。この騒ぎにより、日本商店は八戸が徹底的な掠奪破壊に遭う。また通行中の邦人も暴動に捲込まれて一名が死亡、数名が重軽傷を負った（日本租界は無事）。

事件に対して日本側は、暴動の再発に備えて陸戦隊二二〇名を上陸させ、自国租界に配備する。また、現地の日本総領事は事件の二日後、湖北省長および交渉員に問責の照会を行い、北京の駐華公使はその翌日、外交総長に対して抗議を申入れた。

中国現地当局は事件の翌日、人を送って犠牲者の遺族と負傷者を見舞い、また同月一日には、邦人商店が破壊された点と、邦人に死傷者を出した点について深い遺憾の意を表明する。しかし一方で、事件はイギリス租界で発生したものであるから、中国側に責任はないと主張した。

これに対して日本側は、そもそもこの事件は、日頃の排外運動に対する取締が不十分であったことから生じたものであり、中国側はその責を免れないと指摘する。このように、責任の所在について双方の見解は平行線を辿るが、その後本件は、地方的かつ非公式に処理されることとなった。日本側は第三者を交えた審査により、死亡者の分を除く被害額を二―三万円程度と査定。これを踏まえて、中国側に解決策として「中国現地当局が自発的に見舞金を送る」「金額は洋銀五万ドル前後とする」「これらの処理策については（中国側の希望を容れて）極秘とする」の三条件を提示した。

中国側は、現下の財政事情では軍費から内密に捻出しようるのは一万五〇〇〇ドルが限度として、見舞金の減額を要請。日本側は金額的には不満であったが、中国側の事情を考慮すれば、この額で満足すべきと判断、一九二六（大正一五）年四月一四日に同額を受領し、事件を落着かせた（なお受領した見舞金のうち、洋銀一〇〇〇ドルが死者への吊意

金にあてられたようである。

六 楊村事件

一九二五(大正二四)年二月二日、馮玉祥の国民軍と、奉天直隸兩派との戦闘が続くなか、天津近郊の楊村において、日本の天津駐屯軍に属する下士官一名が行方不明となり、雇員二名が拉致監禁される事件が起った。雇員は同月二六日に解放されるが、下士官については依然行方が知れず、翌年三月に付近の塹壕で、遺体となって発見される。

日本側は諸々の証拠から、この拉致殺害が中国軍(国民軍)によって行われたものと断定。一九二六(大正一五)年四月一日、駐華公使は外交総長に対して、責任者の処罰、被害者三名への償金支払、中国政府による遺憾の意の表明と将来の保障などを求める覚書を手交した。

中国側はこれらの要求を概ね受容れ、撫恤金銀三万元の支払を含む解決要綱に仮調印する。しかしその直後に、国民軍が北京から撤退し、奉天派が入京するなど内政に混乱が生じたため、この取決めは白紙に戻されることとなった。その後も交渉は紆余曲折し、結局一九二七(昭和二)年になって、あらためて合意が成立。これにより中国政府は、日本側に救恤金として銀三万元を贈ることとなった。

なお以上の解決交渉は、後出の「大沽事件」と並行して行われた。またその救恤金についても、両件を合算して支払われるはずであったが、まもなく北京が国民政府の支配下に入るなど、内政上の混乱が続いたため、結局その全額が支払われることはなかったようである。

元 大沽事件

一九二六(大正一五)年三月二日、天津の外港である大沽で、陸上の中国軍と、日本の駆逐艦二隻との間で銃撃戦が発生した。先に発砲したのは中国側であったが、当時同地を守っていた馮玉祥の国民軍は、奉天軍閥の渤海艦隊から連日のように攻撃を受けており、本件についても、事前の日本側の連絡とは艦数が違ったことなどから、発砲に至ったものであった。この事件により、日本側に重軽傷者四名(うち民間人一名)、中国側に死傷者一二名が生じる。

善後交渉は、北京と天津の双方で開始されるが、やがて北京に一本化される。中国側は、事件発生への責任は日本側にあると主張したが、日本側もこれに反駁。四月一日、駐華公使は外交総長に対して、現場責任者の厳罰、中国政府による遺憾の意の表明と将来の保障など五項目からなる要求を提出した。賠償については、負傷者に対するものと軍艦の損害に対するもの、双方について要求した。

その後、国民軍に代って奉天派が権力を握るなど、中国の内政は混乱をきわめ、本件の交渉も遷延を重ねる。しかし翌年には、公文の交換と撫恤金の支払によって、事件を落着させることで合意を見た。これにより、中国政府は公文で駐華公使に遺憾の意を表明し、日本側の負傷者に撫恤金として銀一萬元を贈ることとなる。一方日本側も、軍艦の被害に関する賠償要求を取下げ、また中国側の死傷者に撫恤金銀五〇〇〇元を提供することとなった。

しかしこの撫恤金(差額の五〇〇〇元)の支払も、前掲の楊村事件(本章第一八節)と同様に、未完のまま終わった模様である。

注(1) 拙稿「明治前期における日本の国家間賠償(一)」『レファレンス』第五六三―四号、一九九七年八月。同「明治後期における日本の国家間賠償(一)」同誌第五七四―五号、一九九八年。

(2) 前掲拙稿「明治前期における日本の国家間賠償(一)」二二六―三三頁。

(3) 本件に関する史料としては、外務省外交史料館所蔵記録5328「清国革命動乱ニヨル本邦人損害要償一件」全八巻があるが、とくに第六巻と第七巻に所収の、以下の文書を参照した。一九一四(大正三)年八月一七日付小幡駐華臨時代理公使発加藤外相宛郵便機密第三六三三号(賠償実施の経緯)。一九一四(大正三)年一

〇月三日付日置駐華公使発加藤外相宛郵便機密第四三九号別紙(査定詳細)。一九一四(大正三)年一〇月六日発日置駐華公使発加藤外相宛電信第七四三三三号(元金の受領完了報告)。一九一五(大正四)年一月一七日発日置駐華公使発加藤外相宛電信第二〇号(利子受領の報告)。一九一五(大正四)年二月一日付日置駐華公使発加藤外相宛郵便機密第三三三三三三号別紙甲号(利子受領の経緯)、同乙号(最終賠償額)。一九一五(大正四)年三月三日付日置駐華公使発加藤外相宛郵便第五〇号(各国の受領額)。

(4) 第一次滿蒙独立運動について、詳しくは黒龍会(葛生能久)『東亜先覚志士記伝』中巻、黒龍会出版部、一九三五年(原書房から覆刻版、一九六六年)三二八―四八頁。栗原健「第一次・第二次滿蒙独立運動」『季刊國際政治』第六号、一九五八年、五二―五五頁。本件に関しては、黒龍会、前掲書、三二九―四六頁、また『日本外交文書』大正三年二冊、文書一四一―一五八、大正四年二冊、文書五〇三―一三三。

(5) 黒龍会、前掲書、三四四頁。この数字は、日本側の犠牲者数と思われる。

(6) 交渉員とは、北京から各省や開港地に派遣され、外交事務を担当した官吏である(塚本元「北京政府期における中央外交と地方外交(一九一九―二〇)」『法学志林』第九五巻三号、一九九八年、三四頁)。

(7) 事件の概要については、佐藤三郎「中華民國第一革命時に起つ

た兗州・漢口・南京の日中紛争三事件について」『山形大学紀要（人文科学）』第六卷三号、一九六八年。臼井勝美『日本と中国』原書房、一九七二年、三六一四〇頁。関係する外交文書は『日本外交文書』大正二年二冊、文書四一六、四一八、四二〇―一、四二四―三四、四三六―四七、四五―一、四五三―七、四五九―六五、四六八―七五、四七七―八、四八〇、四八二、四八四―八、四九〇―一五〇七、五〇九―一〇、五一二、五一七、五一九―二〇、五二二―一七、五二九―四八。

また本件と同じ頃、漢口事件（一九一三年）（第二章第一節）と兗州事件（山東省兗州の列車内で、川崎亨一陸軍大尉が中国軍に捕えられ、数日間監禁された事件）が発生しているが、これらは南京事件と一括して解決が図られている。

(8) 事件については『日本外交文書』大正二年二冊、文書五二八、五四九―六四。なお『日本外交年表並主要文書』には、本件が南京事件の報復と称せられた、とある（上巻、年表一九七頁）。

(9) 『日本外交文書』大正二年二冊、文書五五七附屬書一―二。
(10) 見舞金のうち、二万一〇〇〇ドルは陸軍省から、五〇〇〇ドルは外務省の機密費から支出されたようである（同右、文書五六四附記九）。

(11) 本項に関しては、おもに以下の文献を参照した。大蔵省『明治大正財政史』第二〇巻、財政経済学会、一九三九年、五〇―一六〇頁。岡野鑑記『第一次大戦における賠償及戦債問題』日本評論

社、一九四六年。斎藤栄三郎『賠償の実証的研究』早稲田出版社、一九五六年、三〇―一〇頁。外務省臨時平和条約事務局第一部『平和条約ニ基ク賠償問題経過調査』一九二一年九月末調、外務省外交史料館蔵（官披二五）。外務省条約局第三課「賠償問題」（第六十回帝國議會參考資料 条約局第三課調査）下巻、一九三一年、外務省外交史料館蔵（議JY二七）に所収）一―三六頁。同『第六十七回帝國議會參考資料 条約局第三課調査』一九三四年、外務省外交史料館蔵（議JY四〇）四二六―八頁。

(12) 前掲『明治大正財政史』第一巻、一九四〇年、三四七頁。日本政府は戦費などの計算にあたり、対独戦争とシベリア出兵を一括して取扱っている。そしてシベリア出兵の経費の一部（軍人恩給など）は、戦後ドイツに対して、賠償の一部として請求されたようである。

(13) ヴェルサイユ条約の正文は『条約彙纂』第三巻第一部、一九二五年に所収。

(14) 入江啓四郎『国際法上の賠償補償処理』成文堂、一九七四年、二八頁。

(15) 前掲『平和条約ニ基ク賠償問題経過調査』四―五頁。

(16) マルクへの換算は、一金マルクを四七銭八厘として計算している（以下同じ）。

(17) 『日本外交文書』大正九年三冊下巻、文書七一六（政府の査定案については、文書七一―別電一も参照）。なお日本側は、被害

額について何度か修正申告を行い、最終的には当初案のほぼ半分（四億円程度）の金額を提示したようである（減額の最大の理由は、損害算定基準の変更）。

日本政府の損害額の算定については、『日本外交文書』大正九年三冊下巻および大正一〇年三冊下巻に、関係する文書が収録されている。しかし、より正確な事情を知るためには、外務省外交史料館所蔵記録23.1.15「帝國政府損害額算出一件」を参照する必要がある。というのは、これらの文書の多くに（計算ミスによる）金額の誤りが見られるのだが、『日本外交文書』は、この点についての註記を欠いているからである。一例を挙げると、日本の損害に関する賠償委員会の査定結果について、石井駐仏大使は六億八五四〇万金マルクと報告している（大正一〇年三冊下巻、文書五七〇）。前掲の「帝國政府損害額算出一件」も、この報告の写を収録しているが、この数字の横に、鉛筆で新たに「本計数ハ誤ナルベシ」と書き加えられている。

(18) 前掲『明治大正財政史』第二〇巻、二二五—二六頁。

(19) 同右、一三七—一五一頁。なお自動車六〇台分の評価額については、一九二六（大正一五）年中の自動車受領額（六〇万六七七〇・八六金マルク）が、これに該当するものと推定した（同右、二二六頁）。

(20) ヴェルサイユ条約附属議定書による規定（『条約彙纂』第三巻第一部、二〇七頁）。なお差引かれるべき金額については、一九

二一（大正一〇）年五月の時点で五九〇〇万金マルクと査定されたが、一九二五（大正一四）年に本文の金額に修正された（前掲『明治大正財政史』第二〇巻、一三五および一五二—一四頁）。

(21) 本項の内容については、以下の文献を参照した。前掲『明治大正財政史』第二〇巻、二〇一—二頁。岡野、前掲書、二六九—二七三頁。前掲『賠償問題』（注①参照）三七—六七頁。

(22) サン・ジェルマン条約（対オーストリア）第一七九条、トリアノン条約（対ハンガリー）第一六三条、ヌイイー条約（対ブルガリア）第二二一条（『条約彙纂』第三巻第二部および第三部、一九二五—一六年に所収）。また本件に関連する諸協定は『条約彙纂』第三巻第五部、一九三四年に収録されている。

(23) 前掲『明治大正財政史』第二〇巻、一二七頁。

(24) 前掲『賠償問題』六六—七頁。一金フランは三八錢七厘にあたる（同右、六六頁）。

(25) 同右、六六—七頁。

(26) 本件に関しては『日本外交文書』大正三年二冊、文書一一〇—一六三、大正四年二冊、文書五〇—一—一三。なおこの当時、日中間で多数の紛議が発生していたことが、『日本外交文書』大正三年二冊、文書一三〇附属書一—二から推測される。

(27) 要求条件作成の際、現地の間東都督は、これを機に滿蒙地域の諸々の重要利権の譲与も要求すべきと主張したが、取上げられずに終わっている（同右、文書一二七、一三六、一四〇）。

- (28) 中国における日貨排斥運動と、日本側の対応に関しては、臼井前掲書。菊池貴晴『中国民族運動の基本構造』増補版、汲古書院、一九七四年。富塚一彦「大正年間日本外務当局の中国排日運動への対応方針」『法政史学』第四三号、一九九一年。
- (29) 漢口事件についての資料は、『日本外交文書』大正四年二冊、文書六一八一三二、六二四一九、六三二一四五、六四九、六五二、六六三二五、六六八、六七〇、六七四、七一四、七一八、七三三、七三九、七四二、七四九、七六〇、七六四。漢陽事件については同右、文書六三五一六、六四二、六四九、六五四。
- (30) 同右、文書七一四および七三五。
- (31) 同右、文書六三二一三、七一八、七三五、七四二、七四九。
- (32) 同右、文書七六五七七、七七二一四、七七七、七七九。
- (33) 同右、文書六六九、七二二、七三六。また外務省外交史料館所蔵記録33832「支那人日本品ボイコット一件 日支交渉前後」第三巻。なお常洋(湘洋)とは、当時同地方で流通していた通貨らしい(同巻所収の一九二五(大正四)年七月九日付深澤長沙領事代理発加藤外相宛郵便機密第三〇号による)。
- (34) 『日本外交文書』大正四年二冊、文書七二三、七二六、七三七。また前掲「支那人日本品ボイコット一件 日支交渉前後」第三巻(特に一九二五(大正四)年八月二日付深澤長沙領事代理発加藤外相宛郵便機密第三二号別紙甲号)。
- (35) 本件については『日本外交文書』大正四年二冊、文書五三一—六九、大正五年二冊、文書八二二—六。
- (36) 同右、文書五七二—一九四。
- (37) 鹿島守之助『日本外交史』第一巻、鹿島研究所出版会、一九七一年、三三四—三七頁。『日本外交文書』大正五年二冊、文書六三三—八一、大正六年二冊、文書五五五—一八七。事件の経緯に関する日中双方の調査報告は、『日本外交文書』大正五年二冊、文書六七八、六九一、七一四—一五。なお、鄭家屯における日本軍の駐留は、昌図事件(本章第六節)を契機に、なし崩しに始められたものである。これに対して中国側は、駐屯は条約違反として、しばしば撤兵を要請していた(同右、文書七二七附属書)。
- (38) 死者の数は同右、文書六九一に拠る。
- (39) 査定の詳細については同右、文書七三九。なお、被害者自身は七五〇円から一二五〇円の支払を希望していた(同右、文書七三〇)。
- (40) 『条約彙纂』改訂第一巻、一九三六年、九二七—九頁。
- (41) 『日本外交文書』大正八年二冊下巻、文書一〇七五—一七、一〇七九—一八〇、一〇八四、一〇八六、一〇九〇、一〇九二、一一〇三、一一二七、一一六一、一二七〇、一一八九、一二二六。
- (42) 同右、文書一〇五、一一〇七、一一〇九、一一一四—一五、一一一九、一一五三、一一八三、一二〇七、一二五七—一八。
- (43) 同右、文書一二八〇および一二八二。
- (44) 同右、文書一二八三—九、一二九二—六、一二九八、一三〇四。

- (45) 総領事は当初、見舞金の額は二〇〇ドル程度が適当と報告しており、この増額は、交渉のための余裕を見込んだものと推測される（同右、文書二二八五）。
- (46) この解決の方式については、おそらく日本側の主張が通ったものと思われる。（同右、文書二二九三—一五）。
- (47) 本件については、『日本外交文書』大正八年二冊下巻、文書九五七—一〇四〇、大正九年二冊下巻、文書五八二—六六六。また上海日本商業会議所『山東問題に関する排日状況』第二輯、一九一九年、四七九—五〇四頁。同右、第三輯、一九二〇年、二八—三六および八三—四八頁。
- (48) 『日本外交文書』大正九年二冊下巻、文書六六一—附属書、または『条約彙纂』改訂第一巻、九四三—六頁。
- (49) 本件に関する外交史料は『日本外交文書』大正八年二冊下巻、文書八八—九五六。当時の日中関係に対する事件の意義については、臼井勝美「一九一九年の日中関係」『史料』第四三巻三号、一九六〇年、七八—九頁。
- (50) 『日本外交文書』大正八年二冊下巻、文書九一〇。なお、事件の二日後に開かれた、長春在留邦人大会の決議でも、賠償については「由来支那人間ニハ日本人ヲ殺傷スルモ相当賠償金ヲ支払ヘハ無事ニ問題ヲ解決シ得ヘシトノ一般的信念アリ故ニ此際斯ノ如キ軽侮的態度ヲ一掃スル為賠償金問題ハ可成交渉条件トシテ提出セザル事」としている（同右、文書九〇八）。このような見方が、日

本政府の方針に影響を及ぼしたことも、十分に想像される。

- (51) 『日本外交文書』大正九年二冊下巻、文書七一—一八三、大正一〇年二冊、文書三三六—七九、大正一一年二冊、文書四五—一六六。

- (52) 少くとも『日本外交文書』および外務省外外交史料館所蔵記録「*Shanghai*」に「在支本邦人ノ被害関係雑件（別冊）湖南事件」全三巻をみるかぎり、支払がなされた形跡はない。

なお、本件の発生と前後して、日本の軍艦や商船に中国兵が発砲する事件などが多数発生している（『日本外交文書』大正九年二冊下巻、文書七八〇など）が、いずれも賠償には至らなかった模様である。そのほか、『日本外交文書』大正一〇年二冊、文書三四五によれば、当時湖南地方では、過去数年間に発生した日中間の紛議のうち、数十件が解決未了のままになっていたらしい。

- (53) 同右、文書三八〇—四〇一。ただし、これらの文書は事件の結末まで網羅するものではなく、外務省外外交史料館所蔵記録「*Shanghai*」に「在支本邦人ノ被害関係雑件（別冊）宜昌事件」全三巻を参照する必要がある。

- (54) ただし、当時は担当者の計算ミスによって、五八万二四五六円六八銭とされていた（前掲「在支本邦人ノ被害関係雑件（別冊）宜昌事件」第一巻（本篇）に綴り込まれた、「宜昌事件ニヨル邦人被害額」と題するタイプ打ちの文書のうちの一枚に、手書きで訂正した跡がある）。しかし、他の文書ではしばしば五八万という

誤った数字の方が引かれており(たとえば『日本外交文書』大正一〇年二冊、文書四〇一附記)、このミスは長く気づけられなかったものと思われる。

(56) 一九二二(大正一一)年四月一五日付貴布根漢口総領事代理発内田外相宛郵便機密第一五号別紙丙号(前掲「在支本邦人ノ被害関係雑件(別冊) 宜昌事件」第一巻に所収)。なお漢口両と上海両との間には、一〇〇両につき約三両の差があったとのことである(同右、本信)。

(57) 第二次事件の処理に関しては、前掲「在支本邦人ノ被害関係雑件(別冊) 宜昌事件」第一巻に所収の、以下の文書を参照した。
一九二二(大正一〇)年六月七日発「瀨川」漢口「総領事」発「内田外相宛」電信第九六一号(賠償責任の承認)。一九二二(大正一一)年九月一〇日発瀨川漢口総領事発内田外相宛電信第一四六号(共同査定の開始)。一九二二(大正一一)年二月一八日発瀨川漢口総領事発内田外相宛電信第二〇五号および一九二二(大正一一)年二月二五日付瀨川漢口総領事発内田外相宛郵便機密第一五〇号別紙甲号(査定の終了と査定額)。なお日本側の要求額と、その内訳については、一九二二(大正一〇)年一〇月一日付草宜昌領事発内田外相宛郵便機密第一四号別紙(前掲「在支本邦人ノ被害関係雑件(別冊) 宜昌事件」第二巻(申告書綴)に所収)。
(57) 前掲の「在支本邦人ノ被害関係雑件(別冊) 宜昌事件」第一巻所収の文書によれば、少くとも一九二二(大正一一)年七月の時

点で、未払のままとなっている。

(58) 事件に関する基礎史料は『日本外交文書』大正一〇年一冊下巻、文書七七九一〇であるが、ここには賠償の顛末についての文書は収録されていない。そのため外務省外交史料館所蔵記録「S. 32158」米艦機関長「ラングトン」射殺一件」も参照のこと。

なお本稿の作成にあたり、特に以下の文書を参照した(いずれも右の記録ファイルに所収)。一九二二(大正一〇)年三月一〇日着幣原駐米大使発内田外相宛電信第一一九号(賠償問題の経過)。一九二二(大正一一)年五月二二日発内田外相宛植原駐米大使宛電信第二五八号(米国の申入れ)。一九二四(大正一三)年七月二日付幣原外相発駐日米國臨時代理大使宛郵便機密第七八号(賠償金の交付)。

(59) なお、賠償金は全額が陸軍省の予算から支出されている。また国民感情を慮ってか、本件の処理は秘密裡に行われたらしい(一九二四(大正一三)年三月二九日付松井外相発「植原」駐米大使宛機密郵便第三九号(前掲「米艦機関長「ラングトン」射殺一件」に所収)に付せられた下げ札による)。

(60) 上海日本商業会議所「二十一箇条問題に関する排日状況」第一輯、上海日本商業会議所、一九二三年、二八一―三頁。また『日本外交文書』大正一二年二冊、文書二九七、二九九―三〇一、三〇四、三二七―九。

(61) この中国側の解決条件を記した、杭州領事代理からの電信(同

右、文書三二七）には脱落があるらしく、論旨不明瞭な箇所がある。そのためその部分の記述に際して、筆者（伊藤）が解釈を加えた。

- (62) 事件に関して詳しくは、上海日本商業会議所『邦人紡績罷業事件と五卅事件及各地の動揺』第一輯、上海日本商業会議所、一九二五年、一七一―四七〇および四六三―九頁。同『五卅事件調査書』第二輯、上海日本商業会議所、一九二五年、一五一―二〇五頁（同書は前掲『邦人紡績罷業事件と五卅事件及各地の動揺』の続編）。南滿洲鉄道株式会社庶務部調査課『上海事件に関する報告』満鉄調査資料第四九編、南滿洲鉄道株式会社、一九二五年、九一―二四〇および五七―六〇頁。白井、前掲書、一九六一―二四頁。本件に関する基本的外交史料は『日本外交文書』大正一四年二冊上巻、文書一―五九、六八―七二、九二、九五―九六、一一一、一一四、一一八―一九、一三一、一四一、一五一、一九六、二一六、二三五、二四六、二七四、二七八、二八六、三三二。なお文書三三二には、六月二日に発生した、邦人警官による中国人殺傷事件についても記述があるが、これに関して、日本側から賠償は行われていないようである（同右、文書七二および三三二、また白井、前掲書、二二―頁）。
- (63) 共同租界の行政組織である工部局について、詳しくは以下の文献を参照。野口謹次郎・渡邊義雄『上海共同租界と工部局』日光書院、一九三九年。植田捷雄『支那に於ける租界の研究』巖松堂、

一九四一年、六七九―八八頁。

- (64) 五・三〇事件については、前掲『邦人紡績罷業事件と五卅事件及各地の動揺』第一輯。前掲『五卅事件調査書』第二輯。前掲『上海事件に関する報告』。植田、前掲書、四一〇―七頁。中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店、一九七一年、二七六―三三三頁。白井、前掲書、一九一―二二八頁。事件に伴う日貨排斥については、右のほか、菊池、前掲書、二四一―三五頁。
- (65) 支給の実態については、前掲『五卅事件調査書』第二輯、一九〇―一および二〇―二二頁。
- (66) 前掲『邦人紡績罷業事件と五卅事件及各地の動揺』第一輯、五四六―五〇および六九三―七〇九頁。『日本外交文書』大正一四年二冊上巻、文書五―一八―二六、五二九―三〇、五三四、五三七―四一、五四四―五、五五一、五六一、五六五、五七〇、大正一五年二冊上巻、文書八七。
- (67) 『日本外交文書』大正一四年二冊下巻、文書一〇九五、一一一―三、大正一五年二冊上巻、文書五六九―八一、五八四、五八八、五九〇―三、五九六―七。
- (68) 藤井昇三『大沽事件をめぐる日中関係』（平野健一郎編『近代日本とアジア』東京大学出版会、一九八四年に所収）二七八および二八六―七頁。
- (69) 『日本外交文書』大正一五年二冊下巻、文書四四〇―五九七。また本件については藤井昇三氏が、外務省ばかりでなく陸海軍の

一次史料も使用して、きわめて詳細にその実情を明かにしている
(藤井、前掲論文)。

〔附記〕

前稿「明治後期における日本の国家間賠償(一)」に関する訂正
筆者は、さきに本誌五七四号に発表した「明治後期における日
本の国家間賠償(一)」において、「金毘羅丸事件」について言及
した(五五頁)。そのさい、日本がロシアから四一〇〇円を受
取る一方で、日本もまたロシア側に、一万六二四〇円を賠償し
たと記述した。この「日本による賠償」について、根拠とした
のは『日本外交文書』第四四卷二冊、文書三三〇の註記である。
その原文は左の通り。

註 金毘羅丸ハ明治三十九年七月露艦ノ為不法臨檢ノ上獵具
ヲ没収セラレタルモノニシテ日本政府ハ露国政府ニ対シ一万
六千二百四十円ノ損害賠償ヲ為シ居リタリ

しかるにその後、外務省政務局第三課(田中文一郎稿)『日
露交渉史』外務省、一九四四年(原書房より覆刻版、一九六九
年)を参照したところ、そこでは日本側がロシア政府に対して
同額を請求したことになる(下巻、二二二頁)。その原
文は左の通り。

明治四十二年一月十九日小村外務大臣ハ落合代理大使ニ対シ
「……」押収獵銃代千二百四十円及銃器没収ノ為獵獲不能ト

ナリシ損害一万五千円ノ補償ヲ求ムヘキヲ訓令セリ

そこで今回、あらためて原史料(外務省外交史料館所蔵記録
3.5.8.122「遠洋漁獵帆船三重丸密獵嫌疑トシテ露国巡邏船抑留
一件」全三巻)を調べ直したところ、『日露交渉史』の記述の
方が正しいことが判明した。

よってここに、前稿の記述を「日本政府はロシア側に一万六
二四〇円の賠償を請求し、四一〇〇円を受領した」と訂正する
ことにしたい。右の『日本外交文書』の註記(同書編纂に際し
て付けられたもの)は、「損害要償」と書くべきところを、誤っ
て「損害賠償」としてしまったものと考えられる。

なお、この点に関連して、『日本外交文書』同巻同冊、文書
三三四の附記にも注意されたい。この附記は、前掲「遠洋漁獵
帆船三重丸密獵嫌疑トシテ露国巡邏船抑留一件」第三巻に収録
された文書を、活字に起したものであるが、こちらも原文では
「金毘羅丸ノ爲壹萬六千貳百四十圓ノ損害要償ヲナシタル」と
書かれている部分が、活字化の際に誤って、「金毘羅丸ノ爲壹
萬六千貳百四十圓ノ損害賠償ヲナシタル」と書換えられている
(圏点引用者)。

(いとつ) しんや・元外交防衛課)

(本稿は、執筆者が外交防衛課在職中にとりまとめたものであ
る。)